

平成29年第1回高松市議会定例会提出予定議案

1	平成29年度高松市一般会計予算	163,750,000千円
2	平成29年度高松市国民健康保険事業特別会計予算	54,197,152千円
3	平成29年度高松市後期高齢者医療事業特別会計予算	5,305,648千円
4	平成29年度高松市介護保険事業特別会計予算	39,369,867千円
5	平成29年度高松市母子福祉資金等貸付事業特別会計予算	213,275千円
6	平成29年度高松市食肉センター事業特別会計予算	517,240千円
7	平成29年度高松市競輪事業特別会計予算	12,433,577千円
8	平成29年度高松市卸売市場事業特別会計予算	362,455千円
9	平成29年度高松市中小企業勤労者福祉共済事業特別会計予算	114,499千円
10	平成29年度高松市駐車場事業特別会計予算	693,243千円
11	平成29年度高松市病院事業会計予算	17,179,536千円
12	平成29年度高松市水道事業会計予算	14,634,021千円
13	平成29年度高松市下水道事業会計予算	21,592,128千円

14 高松市職員の配偶者同行休業に関する条例の制定について

〔 H 2 9 . 4 . 1 から施行
(11)は公布の日から施行 〕

配偶者同行休業制度を導入することにより、本市職員の継続的な勤務を促進するため、制定するもの

- (1) 任命権者は、職員が配偶者同行休業の承認の申請をした場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該申請をした職員の勤務成績その他の事情を考慮した上で、当該職員が、3年を超えない範囲内の期間、配偶者同行休業をすることを承認することができることとするもの
- (2) 配偶者同行休業の対象となる、配偶者が外国に滞在する事由について定めるもの
- (3) 配偶者同行休業の承認の申請時に明らかにしなければならない事項を定めるもの
- (4) 配偶者同行休業をしている職員は、3年を超えない範囲内で当該配偶者同行休業の期間の延長を申請することができることとするもの
- (5) 配偶者同行休業の再度の延長ができる特別の事情について定めるもの
- (6) 配偶者同行休業の承認の取消事由について定めるもの
- (7) 配偶者同行休業の申請に係る期間については、任期付採用及び臨時的任用を行うことができることとし、その条件等を定めるもの
- (8) 配偶者同行休業をした職員が職務に復帰した場合における号給は、必要に応じて調整を行うことができることとするもの
- (9) 配偶者同行休業をした期間を、退職手当の算定の基礎となる勤続期間における、現実に職務を執ることを要しない期間に該当することとするもの
- (10) この条例は、高松市立学校職員の給与等に関する条例の適用を受ける職員には、適用しないこととするもの
- (11) この条例の施行前においても、配偶者同行休業の承認の申請を行うことができることとするもの
- (12) 高松市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正し、育児休業及び育児短時間勤務をすることができない職員に、(7)により採用した職員を加えるもの

15 高松市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

〔 公布の日から施行 〕

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、介護時間を新設する等のため、改正するもの

- (1) 休暇の種類に介護時間を加えるもの
- (2) 介護時間について、次のとおり定めるもの
 - ア 連続する3年の期間内において1日につき2時間を超えない範囲内とするもの
 - イ 介護時間1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額するもの
- (3) 介護時間は任命権者の承認を受けることとするもの
- (4) 育児を行う職員の時間外勤務等の制限に係る育児の対象となる子の範囲及び要介護者を介護する職員の時間外勤務等の制限の範囲を拡大するもの
- (5) 介護休暇を、3回を超えず、かつ、6月を超えない範囲内で取得することができるものとするもの
- (6) 高松市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正し、部分休業の承認について、介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた範囲内で行うこととするもの

16 高松市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

〔 公布の日から施行 〕

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、同法に規定する者に準ずる者として条例で定めることとされた育児休業等の対象となる子を定める等のため、改正するもの

- (1) 地方公務員の育児休業等に関する法律に規定する育児休業等の対象となる子のうち、特別養子縁組の監護期間中の子及び養子縁組里親に委託されている子に準ずる者として条例で定めることとされている者を、養育里親である職員（児童の親権者等の意に反するため養子縁組里親として当該児童を委託することができない職員に限る。）に委託されている当該児童とするもの
- (2) 再度の育児休業及び育児短時間勤務の終了後1年を経過しない場合における再度の育児短時間勤務をすることができる特別の事情について、所要の規定整備をするもの
- (3) 児童福祉法の一部改正に伴い、所要の経過措置を講ずるもの

17 高松市市税条例等の一部改正について

地方税法等の一部改正に伴い、改正するもの

〔 公布の日から施行
(2)はH29.4.1から施行 〕

- (1) 個人市民税について、住宅借入金等特別税額控除の適用期限を2年6月間延長するもの
- (2) 軽自動車税について、グリーン化特例の適用期限を1年間延長するもの
- (3) 法人市民税について、法人税割の税率の引き下げを平成31年10月1日からに変更するもの

18 高松市幼保連携型認定こども園条例の一部改正について

高松市川東こども園を設置することに伴い、改正するもの

〔 H29.4.1から施行 〕

- (1) 高松市川東こども園の名称及び所在を定めるもの
- (2) 高松市学校条例の一部を改正し、高松市立学校を列記する表から、高松市立川東幼稚園を削るもの
- (3) 高松市保育所条例の一部を改正し、高松市立保育所を列記する表から、高松市立川東保育所を削るもの

19 高松市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について

高松市民病院の診療科目に神経内科を新設することに伴い、改正するもの

〔 H29.4.1から施行 〕

20 高松市病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について

介護時間及び配偶者同行休業の承認を受けた職員の給与の取扱いについて定めるため、改正するもの

〔 (1)は公布の日から施行
(2)はH29.4.1から施行 〕

- (1) 介護休暇の定義を改めるとともに、介護時間の承認を受けた職員には、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額することとするもの
- (2) 配偶者同行休業の承認を受けた職員には、当該休業をしている期間については、給与を支給しないこととするもの

21 高松市立学校職員の給与等に関する条例の一部改正について

配偶者同行休業制度を導入することにより、高松市立学校
職員の継続的な勤務を促進するため、改正するもの

(1)はH29.4.1.から
施行
(2)は公布の日から施行

- (1) 高松市立学校職員における配偶者同行休業については、職員の配偶者同行休業に関する条例（平成26年香川県条例第36号）を準用することとするもの
- (2) この条例の施行前においても、配偶者同行休業の承認の申請を行うことができることとするもの

22 高松市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の一部改正について

〔公布の日から施行〕

非常災害により生じた廃棄物を処理するための一般廃棄物処理施設（以下単に「施設」という。）の設置等に係る手続を簡素化し、非常災害時における廃棄物の処理の迅速化を図るため、改正するもの

- (1) 本条例の規定に基づく手続の対象となる施設（以下「対象施設」という。）を、本市が設置する施設以外に拡大させることに伴い、題名を改めるもの
- (2) 本市から非常災害により生じた廃棄物の処理の委託を受けた者（以下「受託者」という。）が施設の設置等を行う場合の対象施設の種類を、焼却施設に限定するもの
- (3) 受託者が生活環境影響調査結果等の縦覧を行う場合の告示事項を定めるもの
- (4) 非常災害時の施設の設置等においては、市長が当該非常災害の状況に応じて縦覧期間を短縮することのできる旨の特例を定めるもの
- (5) 受託者が施設の設置等を行う場合の意見書の提出先を定めるもの
- (6) 引用条項を整備するもの
- (7) 所要の規定整備をするもの

23 高松市廃棄物の適正処理及び再生利用の促進に関する条例の一部改正について

〔公布の日から施行〕

一般廃棄物処理実施計画に基づく事業系一般廃棄物の処分について、
本市が担う役割を明確にするため、改正するもの

- (1) 一般廃棄物処理実施計画に基づき市長が指定する施設に搬入された事業系一般廃棄物の処分について、本市が担う役割を明確にするもの

24 高松市競輪事業施設整備基金条例の制定について

〔 公布の日から施行 〕

競輪事業に係る施設整備に必要な資金を積み立てることを目的とした高松市競輪事業施設整備基金（以下「基金」という。）を設置するため、制定するもの

- (1) 競輪事業に係る施設整備に必要な資金を積み立てるため、基金を設置することとするもの
- (2) 毎年度基金として積み立てる額は、予算で定める額とするもの
- (3) 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実で有利な方法により保管し、必要に応じ最も確実で有利な有価証券に代えることができることとするもの
- (4) 基金の運用から生ずる収益は、この基金に繰り入れることとするもの
- (5) 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができることとするもの
- (6) 基金は、競輪事業に係る施設整備に要する経費の財源に充てる場合に限り、処分することができることとするもの

25 高松市公設花き地方卸売市場業務条例の一部改正について

〔 公布の日から起算して10日を経過した日から施行 〕

売買取引の方法に係る規制を緩和し、売買取引の自由度を高めることにより、高松市公設花き地方卸売市場の活性化を図るため、改正するもの

- (1) 物品の区分に応じて定めていた売買取引の方法を、せり売若しくは入札の方法又は相対取引のいずれかの方法によることとするもの
- (2) (1)に伴い、卸売業者が、せり売又は入札の方法によることが著しく不相当であるとして相対取引によることの承認を受けるための手続の規定を削除するもの
- (3) 買受代金を支払う時機の特例に係る条件を緩和するもの
- (4) 所要の規定整備をするもの

26 高松市奥の湯温泉条例の廃止について

〔 H29. 4. 1から施行 〕

高松市奥の湯温泉の閉館に伴い、廃止するもの

27 高松市塩江湯愛の郷センター条例の一部改正について

〔 H29. 4. 1から施行 〕

高松市塩江湯愛の郷センターの宿泊・研修施設の閉館に伴い、改正するもの

- (1) 高松市塩江湯愛の郷センターを構成する施設から宿泊・研修施設を削るもの

28 高松市建築関係手数料条例の一部改正について

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下「法」という。）の施行に伴い、建築物エネルギー消費性能適合性判定等に係る手数料を新設するため、改正するもの

〔 H 2 9 . 4 . 1 から施行 〕

- (1) 法に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定及び建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定の手数料の額を定めるもの
- (2) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更に関する証明の手数料の額を定めるもの
- (3) 所要の規定整備をするもの

29 高松市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について

介護時間及び配偶者同行休業の承認を受けた職員の給与の取扱いについて定めるため、改正するもの

〔 (1)は公布の日から施行
(2)はH 2 9 . 4 . 1 から施行 〕

- (1) 介護休暇の定義を改めるとともに、介護時間の承認を受けた職員には、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額することとするもの
- (2) 配偶者同行休業の承認を受けた職員には、当該休業をしている期間については、給与を支給しないこととするもの

30 包括外部監査契約の締結について

包括外部監査及び監査の結果に関する報告を目的として包括外部監査契約を締結するもの

- (1) 契約金額 12,200,000円を上限とする額
- (2) 相手方 久保 誉一（公認会計士）

31 工事請負契約について

高松市防災行政無線システム移設整備工事

- (1) 契約の方法 一般競争入札
- (2) 契約金額 187,920,000円
- (3) 相手方 株式会社協和エクシオ四国支店

32 工事請負契約について

屋島大橋橋梁修繕工事（2工区）

- (1) 契約の方法 一般競争入札
- (2) 契約金額 299,160,000円
- (3) 相手方 株式会社村上組

33 工事請負契約について

林小学校校舎増築工事

- (1) 契約の方法 一般競争入札
- (2) 契約金額 497,880,000円
- (3) 相手方 株式会社橘一吉工務店

34 公の施設の指定管理者の指定について

高松市庵治太鼓の鼻オートキャンプ場の管理を行わせる指定管理者を指定するもの

- (1) 指定管理者 ハウス美装工業株式会社
- (2) 指定の期間 H29.4.1~H34.3.31

35 公の施設の指定管理者の指定について

高松市道の駅源平の里むれの管理を行わせる指定管理者を指定するもの

- (1) 指定管理者 株式会社四国にぎわいネットワーク
- (2) 指定の期間 H29.4.1~H34.3.31

36 公の施設の指定管理者の指定について

高松市塩江湯愛の郷センター及び高松市塩江奥の湯公園の管理を行わせる指定管理者を指定するもの

- (1) 指定管理者 塩江温泉旅館飲食協同組合
- (2) 指定の期間 H29.4.1~H34.3.31

37 専決処分の承認について

健康保険法施行令等の一部を改正する政令が、平成28年12月26日に公布され、平成29年1月1日に施行されたことにより、高松市国民健康保険条例の関係条文を早急に整備する必要が生じたため、12月28日に専決処分を行ったことの承認を求めるもの

- (1) 特定公社債に係る利子所得及び譲渡所得等の金額並びに一般公社債に係る譲渡所得等の金額を国民健康保険料の所得割額の算定基礎となる所得の金額に加えるもの
- (2) 株式等に係る譲渡所得等が一般株式等に係る譲渡所得等と上場株式等に係る譲渡所得等に区分されたことにより、所要の規定整備をするもの
- (3) (1)の所得の金額を基礎賦課額の減額の対象となる納付義務者の判定のための所得の金額に加えるもの
- (4) (1)から(3)までを適用する保険料の年度についての経過措置を講ずるもの

38 専決処分の承認について

市道上の事故に係る損害賠償の額の決定及び和解について、早急に相手方への補償を行うため、1月20日に専決処分を行ったことの承認を求めるもの

(1) 損害賠償の額

金2,055,833円

(2) 和解の内容

ア 過失割合は、市10割とする。

イ 市は、相手方住宅の外壁等及び車両の汚損等に係る損害額205万5,833円を相手方に支払うものとする。

ウ 相手方及び市は、今後、本件に関して、一切の債権債務がないことを確認する。

39 専決処分の承認について

公用車の交通事故に係る損害賠償の額の決定及び和解について、早急に相手方への補償を行うため、1月30日に専決処分を行ったことの承認を求めるもの

(1) 損害賠償の額

金1,130,011円

(2) 和解の内容

ア 過失割合は、市10割とする。

イ 車両等の損傷に係る損害額は既に支払済みであるため、今回、市は、相手方の負傷に係る責任額として、治療費30万1,589円及び慰謝料等82万8,422円の合計113万11円を相手方に支払うものとする。

ウ 相手方及び市は、今後、本件に関して、裁判上又は裁判外において一切異議又は請求の申立てをしない。

(別途送付分)

1 高松市国民健康保険条例の一部改正について

(H 2 9 . 4 . 1 から施行)

国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、改正するもの

(1) 国民健康保険料の被保険者均等割額及び世帯別平等割額（以下「被保険者均等割額等」という。）の減額の対象となる納付義務者の範囲を拡大するもの

ア 被保険者均等割額等の5割を減額する納付義務者

総所得金額等の合算額が、次の算式により算出される額を超えない世帯の納付義務者

現 行 $33\text{万円} + \underline{26\text{万}5,000\text{円}} \times (\text{被保険者数} + \text{特定同一世帯所属者数})$

↓

改正後 $33\text{万円} + \underline{27\text{万円}} \times (\text{被保険者数} + \text{特定同一世帯所属者数})$

イ 被保険者均等割額等の2割を減額する納付義務者

総所得金額等の合算額が、次の算式により算出される額を超えない世帯の納付義務者

現 行 $33\text{万円} + \underline{48\text{万円}} \times (\text{被保険者数} + \text{特定同一世帯所属者数})$

↓

改正後 $33\text{万円} + \underline{49\text{万円}} \times (\text{被保険者数} + \text{特定同一世帯所属者数})$

(2) 適用する保険料の年度についての経過措置を講ずるもの